

### 貿易登録の流れ

1. 登録申請  
【申請企業】



2. 書類提出  
【申請企業】



3. 登録審査  
【商工会議所】



4. 貿易登録完了  
後の手続き  
【申請企業】

## 1. 登録申請

1-①: 貿易登録申請フォームページにアクセスします。  
([https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/tentative-company?cci\\_code=1801](https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/tentative-company?cci_code=1801))

1～5の内容を確認のうえ、「貿易登録申請を開始する」をクリックしてください。を入力してください。

◎ブラウザは、**Google Chrome**をご利用ください。  
そのほかのブラウザでは正しく表示されない  
可能性がありますので、ご注意ください。

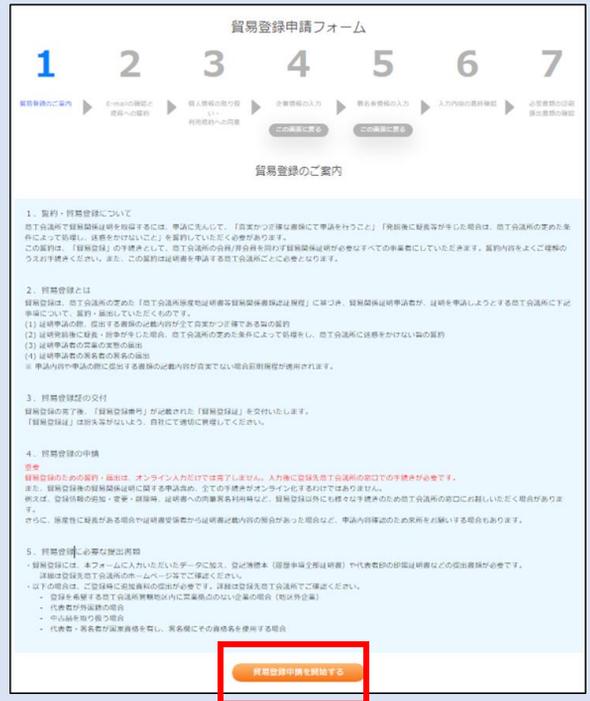
・予め以下の設定をお願いします。

○ポップアップ許可設定

「設定」→「プライバシーとセキュリティ」→  
「ポップアップブロックとリダイレクト」→「許可」  
項目に以下サイトを追加 <https://coo.gensanchi.jcci.or.jp>

○オートコンプリート機能の無効化

「設定」→「住所やその他の情報」→「住所の保存と  
入力」項目右側のボタンをクリックしてオフにする。



### 1-②: Step 2 E-mailの確認と規程への誓約

- ・企業名等
- ・担当者
- ・メールアドレス
- ・メールアドレス (確認)

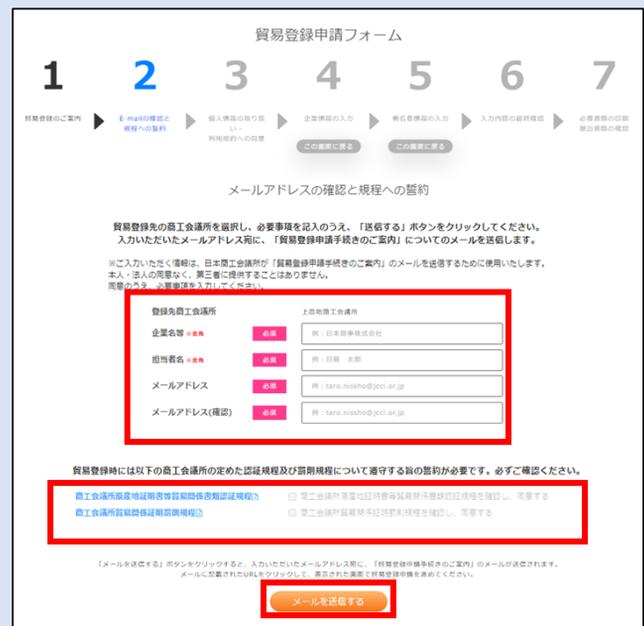
を入力してください。

「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」

と「商工会議所貿易関係証明罰則規程」を確認し、

「送信する」を押してください。

◎規程が未確認の場合、「送信する」を押すことが  
できません。

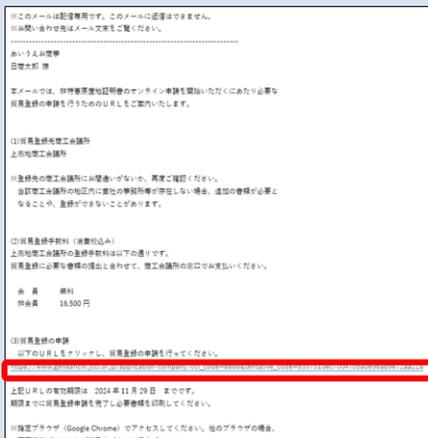


### 1-③：Step 2 E-mailの確認と規程への誓約（続き）

貿易登録のご案内ページで記入いただいたメール

アドレス宛に、「貿易登録申請手続きのご案内」が届きますので、本文に記載の「(3) 貿易登録の申請」にあるURLをクリックして貿易登録の申請手続きを開始します。

※メールが届かない場合はお問い合わせください。



### 1-④：Step 3 個人情報の取り扱い・利用規約への同意

- ・メールのURLをクリックすると、「個人情報の取り扱い・利用規約への同意」ページが表示されます。
- ・個人情報の取り扱い、貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約の内容確認後、「次へ進む」をクリックします。



### 1-⑤：Step 4 企業情報の入力：貿易登録の種別

- ・以下の手順で手続きを進めます。  
企業情報の入力⇒署名者情報の入力⇒入力内容の最終確認⇒必要書類の印刷・提出書類の確認
- ・「企業上の入力」ページの最後にある「署名者情報の入力へ進む」をクリックすると、入力内容が保存されます。  
保存されたデータを開くには、配信メール「貿易登録申請手続きのご案内」に記載のURLにアクセスしてください。
- ・登録種別は「申請者」、「代行業者」、「申請者かつ代行業者」から選択します。



#### 【申請者とは】

原産地証明書をはじめとする貿易関係証明を、申請当事者として申請する法人（団体）・個人事業主。

#### 【代行業者とは】

申請者から委託を受けて申請業務を代行する事業者。営利を目的として、継続して反復的に申請業務を代行する意思を持つ者、海貨業者等（乙仲、Forwarding Agent）がこれに該当します。単にデリバリーのみを行うバイク便等については、該当しません。

※既に「申請者」として貿易登録済みで代行業者の登録をしたい場合、新規で登録するのではなく管理者IDから登録種別を「申請者かつ代行業者」に変更し、「変更届」を提出してください。

# 1-⑥ : Step 4 企業情報の入力：貿易登録申請者

・ 会員番号： **6桁の数字**です。

・ 旧貿易登録番号： **5桁の数字**です。

・ 法人番号

重複登録を防ぐため、法人の方は法人番号（13桁の数字）の入力をお願いしております。

・ 代表者役職（和文・英文表記）

横浜商工会議所では、入力をお願いしております。

履歴事項全部証明書に登記されている代表者の役職を入力してください。（例：代表取締役、取締役等）

・ 現住所（英文表記）

オンライン発給の場合、輸出者住所のデフォルト値として入力されます。

現住所（英文表記）には、県名と国名の間に〒番号を入力してください。

・ メールアドレス

貿易登録の完了通知や、有効期間**30日**前の更新案内（システムから自動送信）等、貿易登録に関する案内をお送りします。

## ○貿易登録に関する問い合わせ・連絡先

・ 連絡先住所（和文表記）

郵送物をお送りする住所を入力してください。

支社・支店等を連絡窓口にしたい場合は、支社・支店等の連絡先を入力してください。

## ○その他事項

・ 原則任意入力ですが、「古物商許可証の有無」は「有り」または「無し」からの選択が必須となっておりますのでご注意ください。

・ 古物商許可証の有無

中古品の取り扱いがある場合、「有り」を選択してください。貿易登録の申請時に、法人名義で各都道府県の公安委員会が発行した「古物商許可証のコピー」提出が必要となります。

・ 関連事業案内

横浜商工会議所からの事業案内（メール配信）を希望されない場合は、チェックを外してください。



## 2. 書類提出

### 2-①: Step 7 必要書類の印刷・提出書類の確認

「誓約書」および「登録台帳（業態内容届・署名届）」を印刷し、「誓約書」に押印、「署名届」に肉筆サインをしてください。

◎肉筆サインは枠内に記載してください。  
（枠に収まらない場合は登録ができません）

「誓約書」と「登録台帳（業態内容届・署名届）」とその他の必要書類を横浜商工会議所へ提出してください。

※登録種別が「代行業者」の場合、署名届の提出は不要です。

貿易登録申請フォーム

1 2 3 4 5 6 7

誓約書印刷のご案内 → E-mailの届出と 届出への移行 → 個人情報を取り扱 いない 利用規約への同意 → 企業情報の入力 → 署名申請の入力 → 入力内容の確認確認 → 必要書類の印刷 提出書類の確認

必要書類の印刷・提出書類の確認

「誓約書」および「業態内容届」、「署名届」を印刷し、「誓約書」に押印、「署名届」に肉筆サインをしてください。

※この画面を閉じた後で再度、必要書類の印刷・提出書類の確認を行う場合は、システムからメール配信された「貿易登録申請手続きのご案内」に記載のURLにアクセスしてください。

貿易登録を行うには、「商工連携所定地証申請等貿易関係保証届出規程」第2条2項に基づき、下記「提出書類のご案内」に記載する必要書類を登録先の商工連携所窓口に出す必要があります。貿易登録後、届出事項への変更が可能な場合は、「商工連携所定地証申請等貿易関係保証届出規程」が適用されることとなりますので、ご注意ください。

※「商工連携所定地証申請等貿易関係保証届出規程」第14条（6）に基づき変更される「貿易関係保証オンライン発給サービス利用規約」に同意した場合は、登録先商工連携所におけるオンライン発給サービスの提供が停止されるとともに、上記規約の適用の対象となります。

提出書類のご案内

以下の①および②の書類をご準備のうえ、登録先の商工連携所窓口にご提出ください。

①「誓約書」および「貿易関係保証届出申請書登録台帳（業態内容届・署名届）」

こちらのボタンより、入力済みの内容が印刷可能です。

※A4サイズの白紙（白色の上質紙または普通紙）に等価で片面印刷してください。  
※「署名届」は、肉筆サインが署名欄の枠に少くともかかると、システムで取込ができず再提出となりますのでご注意ください。

◎誓約書 ◎業態内容届 ◎署名届

※必ず、誓約書・業態内容届等に肉筆で押印し、必要な提出書類を確認後に、この画面を閉じてください。

※この画面を閉じた後で再度、必要書類の印刷・提出書類の確認を行う場合は、システムからメール配信された「貿易登録申請手続きのご案内」に記載のURLにアクセスしてください。

貿易関係保証に関する誓約書（申請書）

誓約書印刷

押印

誓約書

貿易関係保証届出（業態内容届）

業態内容届印刷

業態内容届

貿易関係保証届出（申請書） 署名届

署名届印刷

肉筆サイン

署名届

その他必要書類

※下記参照

その他の必要書類

### <その他の必要書類>

- ・法人 履歴事項全部証明書 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本各1部）
- ・個人 住民票・印鑑証明書（3か月以内に発行された原本各1部）及び開業届または納税証明書（事業税）のいずれかのコピー
- ・代表者や署名者が外国籍の場合は「在留カード（表裏両面）」「外国人登録証明書」「特別永住者証明書」「パスポート（氏名、在留資格、在留期限の記載されたページ）」いずれかのコピー
- ・履歴事項全部証明書に「古物」に関する記載がある場合は、都道府県公安委員会発行の「古物商許可証」（表紙・裏表紙を含む全ページ）のコピー
- ・事業拠点が「横浜市」以外である場合は、地区外登録を必要とする理由書
- ・登記上の本店所在地の商工会議所/商工会の会員証明書（3か月以内に発行された原本）  
※理由書及び会員証明書（非会員の場合は不要）は、横浜商工会議所会員の場合には提出不要です。  
※理由書は横浜商工会議所HPよりダウンロード可能です。

◎横浜商工会議所の会員に限り、郵送受付もいたします。

〒231-8524 横浜市中区山下町2 産業貿易センター8F 横浜商工会議所 国際部 宛

## <注意事項>

### ●誓約書

- ・原則、本社・本店登録となります。ただし、「支社・支店登記」しており、「支社・支店長印」が印鑑登録されている場合に限り、支社や支店等での貿易登録が可能です。
- ・本欄に押印された社印、代表者印は今後の提出書類に押印できる唯一の印となります（社印を使用していない場合は、代表者印を併用してください）。
- ・代表者印は印鑑登録されたものを押印してください（法人・団体の場合は法務局登録の代表者印（会社実印）、個人事業者の場合は市区町村登録の個人実印を押してください）。

### ●業態内容届

- ・営業拠点（支店・営業所等）となる現住所が登記されていない場合は、その所在が分かる名刺や会社案内等を提出してください。

### ●署名届

- ・発給申請書類上の署名は、署名届で登録されていることが必須条件です。窓口発給、オンライン発給ともに、サイン登録者以外の発給申請書類は、一切受理できません。
- ・更新の場合、既登録のサインは、更新日をもって全て抹消されます。同一人のサイン登録更新であっても必ず再登録してください。

## 3. 登録審査

### 3-①：貿易登録証の交付

・貿易登録の承認後、「貿易関係証明発給システム」の利用に必要な「貿易登録証（【管理者ID】とパスワード）」をメールにて発行いたします。

※貿易登録証に管理者IDとパスワードが記載されているため、担当者宛にメール送信します。

#### 【注意事項】貿易登録証の取り扱いについて

- ・貿易登録証に記載されている管理者IDおよびパスワードの漏洩および不正使用がなされないよう厳格に管理してください。
- ・なお、管理者IDおよびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者に生じた損害について、商工会議所は責任を負いません。

横浜商工会議所 貿易登録証	
〒231-8524 神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センター 8階 株式会社横浜商事 御中	
登録先商工会議所	横浜商工会議所
商工会議所会員	会員
貿易登録番号	1801000007
登録種別	申請者
貿易登録有効期間	2022年08月01日 から 2024年07月31日 まで
企業名等	株式会社横浜商事
英文社名	Yokohama shoji Co.,Ltd.
英文住所	8F Sangyo Boeki Center Building ,2 Yamashita-cho, Naka-ku, Yokohama 231-8524, JAPAN
商工会議所コード	1801
管理者ID	PxBsHd2935JM
管理者初期パスワード	dyPhN3tXnGGN

※【管理者ID】では、登録内容の変更や更新手続き、署名登録証（【ユーザーID】・パスワード）の閲覧や出力ができます。

※オンライン発給は【ユーザーID】もしくは【サブID】を利用します。

※登録種別が「代行業者」の場合は、【管理者ID】のみとなります。【ユーザーID】はありません。

	管理者ID	ユーザーID	サブID
配付数	1貿易登録毎に1つ	1署名者毎に1つ (署名者数の上限無し)	1人1つ (上限無し)
発行者	貿易登録完了後、システムが生成	署名届の内容に基づきシステムが生成	署名者が作成 (ユーザーID利用)
確認方法	貿易登録証に記載 (貿易登録完了後に商工会議所から交付)	署名登録証に記載 (管理者IDでログインして出力)	サブID作成元の署名者に確認
用途	・貿易登録内容の変更申請 ・有効期間到来時の更新申請 ・署名登録証(ユーザーID・パスワード)の閲覧、出力	・貿易関係証明の発給申請 ・発給申請履歴の閲覧 ・手数料支払い(クレジット決済) ・証明書印刷 ・サブIDの作成/変更/削除	・貿易関係証明の発給申請 (署名者はサブID作成元)  ※以下は、当該サブIDの発給申請分のみ対象 ・発給申請履歴の閲覧 ・手数料支払い(クレジット決済) ・証明書印刷

## 4. 貿易登録完了後の手続き

### 4-①：貿易関係証明発給システムにアクセス (<https://coo.gensanchi.jcci.or.jp>)

「貿易登録証」をメールにて受け取った後は、  
管理者IDでシステムにログインし、  
「管理者初期パスワードの変更」および  
「署名登録証の確認」を行ってください。

署名登録証に記載の

- ・商工会議所コード（1801）
- ・**管理者ID**
- ・管理者初期パスワード

※管理者IDでは発給申請、クレジット決済、証明書印刷を行うことはできません。署名登録証を確認のうえ、ユーザーIDを使って申請してください。

・予め以下の設定をお願いします。

○ポップアップ許可設定

「設定」→「プライバシーとセキュリティ」→  
「ポップアップブロックとリダイレクト」→「許可」  
項目に以下サイトを追加 <https://coo.gensanchi.jcci.or.jp>

○オートコンプリート機能の無効化

「設定」→「住所やその他の情報」→「住所の保存と  
入力」項目右側のボタンをクリックしてオフにする。

### 4-②：管理者初期パスワードの変更

「貿易登録証」に記載されているパスワードは初期パスワードとなります。初回ログイン後は必ずパスワード変更を行ってください。

メインメニューからパスワード変更を選択します。

・現在のパスワード、新パスワード、新パスワード（確認）を入力、更新をクリックします。

※パスワードには半角英数字を組み合わせ、8～16桁以内で設定してください。

※パスワードは定期的に変更してください。

#### 4-③：ユーザーID・パスワードの確認（署名登録証の出力）

- ・署名登録証を開き、証明書のオンライン申請に必要なユーザーIDを確認します。

貿易登録番号	8888000004
企業名	日商テスト商事株式会社 Nissho Test Co., Ltd.

貿易登録証印刷

署名登録証印刷

- ・メインメニューの「登録内容/署名者確認」を選択、「署名登録証印刷」をクリックすると、登録いただいた署名者（サイナー）毎に、ユーザーID、パスワードの記載された「署名登録証」が出力されます。
- ・発給申請、クレジット決済、証明書印刷の手続きはユーザーIDをご使用ください。
- ・ユーザーIDを署名者にご利用いただく際は、貿易登録時にご確認いただいている「貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約」を遵守するよう徹底してください。

（注）署名登録証に記載されるパスワードは、初回出力時1回のみ印字されます。漏洩防止のため、翌日以降に出力を行ってもパスワードは\*\*\*表示となり確認できなくなりますのでご注意ください。

貿易登録番号	8888000004	個人番号	8888
企業名	日商テスト商事株式会社	発給有効期限	2022年10月31日まで
氏名	日商テスト商事株式会社	代表取締役	田中 太郎
役職	代表取締役	住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
E-mail	test@nissho.co.jp	電話番号	03-1234-5678
生年月日	1980-01-01	性別	男

署名 (Signature)  
Taro Nishio

本紙に印字されているサインが、オンライン発給される証明書に印字されます。

#### 4-④：ユーザーIDによるシステムログイン

- ・ユーザーIDによる初回ログイン時、登録されたメールアドレスの有効性を確認するため、メールアドレス認証の手続きが必要になります。

メールアドレス認証が必要です。

本システムのご利用にあたり、メールアドレスの有効性を確認します。  
登録されているメールアドレス宛に確認コードを送付いたしますので、「確認コードを発行」をクリックしてください。

確認コードを発行

メールアドレス認証が必要です。

確認コードをメールにて送信しました。  
確認コードを入力して、確認ボタンを押下して下さい。

確認コード

確認

確認コードが届かない場合、以下の「メールアドレスの確認」をクリックしてください。

メールアドレスの確認

ログイン後に認証用の画面が表示されますので「確認コードを発行」をクリックしてください。登録済のメールアドレス宛に「確認コード」が送信されますので、入力欄に貼り付け、「確認」をクリックします。

（補足）確認コードが届かない場合は「メールアドレスの確認」をクリックすると、登録されているメールアドレスが表示されます。別のメールアドレスに変更して確認コードを発行することもできます。

#### 【確認コード記載メール】

- メールタイトル：  
「貿易関係証明発給用メールアドレス認証確認コードのお知らせ」
- 送信元アドレス：x-boekishomei@gensanchi.jcci.or.jp